

議案第51号

指定管理者の指定について

上越市板倉保養センター条例（平成16年上越市条例第112号）第7条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和4年3月2日提出

上越市長 中川 幹太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
板倉保養センター	上越市板倉区久々野 1624 番地 1 黒倉ふるさと振興株式会社 代表取締役 古澤 公男	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで